解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

名古屋市緑区倉坂一五一九番地

名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合

清算人代表　牧野　幸男

解散公告（第二回）

当商工会は、平成二十二年三月十九日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当商工会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

大阪府堺市美原区北余部六六一番地四

堺市美原商工会

代表清算人　小澤　正三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目一番二三号

財団法人王寺町施設管理公社

清算人　保井　伸介

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

奈良県大和高田市幸町二番三三号

財団法人奈良県広域地場産業振興センター

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十四日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

さいたま市浦和区高砂三丁目一二番九号

社団法人埼玉県農業協同組合合併推進基金協会

代表清算人　江原　正視

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月三日開催の臨時社員総会において平成二十二年三月三十一日解散することを決議したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

愛知県豊橋市駅前大通三丁目六三番地三菱東京ＵＦＪ銀行豊橋支店三階

社団法人豊橋銀行協会

清算人　豊田　愃康

解散公告（第三回）

当法人は平成二十二年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

鳥取県米子市尾高町六六番地

財団法人坂口奨学館

代表清算人　坂口清太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年九月十三日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年三月十二日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

福岡県久留米市東町四八九番地

学校法人原口学園

清算人　原口千鶴子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月八日

長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免二九〇の二番地

財団法人鹿町町振興公社

代表清算人　石田　義孝

配当公告

茨城県鹿嶋市宮津台一八八―四老人保護施設鹿野苑内、住民票上の住所茨城県鹿嶋市津賀一一一四番地　破産者　長岡　通

右の者に対する水戸地方裁判所麻生支部平成二十年（フ）第一六八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金三四、一九六、七八〇円

一、配当することのできる金額　金四六、六四四、一八二円

平成二十二年四月八日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇七号

破産管財人　種田　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市栄町二丁目三五番地一九、最後の住所茨城県牛久市栄町二丁目三五番地の一九　被相続人　亡　齊藤　宣夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月八日

茨城県龍ヶ崎市四四三三番地

相続財産管理人　黒田　松壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市舟入町一丁目一六番、最後の住所新潟県新発田市東新町一丁目二番四号　被相続人　亡　島津　靖弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月八日

新潟市中央区新光町一〇番地二技術士センタービル七階弁護士法人新潟第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　和田　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町三三〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大久保秀一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月八日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号

相続財産管理人　弁護士　五味　弘行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市西鍋屋町一二六番地、最後の住所三重県桑名市相川町三四番地　被相続人　亡　加藤　絹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月八日

三重県四日市市安島二丁目一〇番一六号伊藤忠・明治安田生命ビル八階

相続財産管理人　尾市　淳二

第59期決算公告

平成22年4月8日

岩手県盛岡市流通センター北一丁目10番5号

第一開明株式会社

代表取締役　今福　實

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,146,423	流動負債	861,125
固定資産	753,353	固定負債	98,000
繰延資産	168	株主資本	939,509
		資本金	30,000
		資本剰余金	909,509
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	902,009
		（うち当期純利益）	(39,874)
		評価・換算差額等	1,310
資産合計	1,899,944	負債・純資産合計	1,899,944